

2020年5月18日
損害保険ジャパン株式会社

【業界初】「駐車場シェア専用保険」を akippa と共同開発 ～より安心・安全なシェアリングを目指して～

損害保険ジャパン株式会社（代表取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、駐車場シェアリングサービスの最大手である akippa 株式会社（代表取締役社長 CEO: 金谷 元気、以下「akippa」）と、業界初となる「駐車場シェア専用保険」（以下「本保険」）を開発しました。本保険は、駐車場シェアリング向けに補償をカスタマイズし、駐車場オーナー（以下、「オーナー」）を守る保険として開発された業界初となるものです。本保険により、あらかじめ移動先の駐車場の確保ができる akippa のサービスをより一層安心してご利用いただけます。

1. 開発の背景・目的

2019年10月に、SOMPOホールディングス株式会社（グループCEO取締役代表執行役社長：櫻田 謙悟）は、akippaの株式約33.4%を取得、関連会社化し、駐車場シェアリング事業の推進に取り組んできました。akippaは、株式会社DeNA SOMPO Garlife（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：中島 宏、以下「DSCL」）を総代理店として、全国の損保ジャパン保険代理店と連携してオーナーを開拓し、3年後の2022年には会員数を1,000万人、駐車場の拠点数は20万拠点まで拡大していく予定です。

損保ジャパンと akippa は、オーナーとユーザーの駐車場シェアリングのニーズを繋ぐサービスにおいて、オーナーの貸し出しに対する不安を取り除き、双方がより安心して利用できるよう共同で新たな保険の検討を進め、このたびオーナーにとって必要な「本保険」を独自に開発しました。

2. 概要

akippa が提供する駐車場シェアリングサービスは、オーナーとユーザー間での万が一の事故を想定し、利用規約においてユーザーに自動車保険の加入を義務づけています。例えば、オーナーの外壁をユーザーが破損してしまった場合などは、利用規約に基づきユーザーの自動車保険で対応することになります。しかし、ユーザーの保険が有効に適用できないケースが発生した場合に、本保険により、オーナーの損害を補償することが可能になります。

なお、補償の内容は、駐車場貸し出し中に生じたユーザーの事故に起因するオーナー自身の物損害と傷害補償およびオーナーの賠償責任を補償するものです。本保険の補償は、2020年6月1日から akippa のサービスを利用しているオーナー所有の全ての駐車場に適用されます。

①物損害補償

ユーザーの行為によって駐車場を構成する壁やその他設置物が損壊した場合の修理費を補償

②傷害補償

ユーザーの行為によってオーナー自身がケガした場合の治療費を補償

③賠償責任補償

オーナーの過失によって他人の財物の損壊やケガをさせてしまい、損害賠償責任を負担しなければならない場合の賠償金等を補償

※事故が発生した場合は利用規約に基づき当事者同士での解決を原則とし、①～③の補償は二次的保険の位置づけです。

3. 利用者などのメリット

(1) オーナー

ユーザーの保険が適用できない場合に、オーナーが所有する建物や自身のケガに対する補償だけでなく、ユーザーの車を誤って傷付けてしまった場合など、オーナーの過失による賠償責任にも本保険が適用できることで、ユーザーに対して安心して駐車場を貸し出しすることができます。

(2) ユーザー

何らかの理由によってユーザー自身が加入する保険が適用できない場合の負担に対して、安心してakippaのサービスを利用することができます。また、本保険によってオーナーや駐車場の数が増えれば、今まで以上に利便性が向上します。

(3) 保険代理店

駐車場をお持ちのオーナーに駐車場シェアリングを提案する際、今まで以上に安心して利用できるサービスとして、自信を持ってご提案することができます。

4. 今後の取組みについて

駐車場シェアリング業界は、2030年度までに約600億～1,000億円規模の市場[※]に成長する見込みがあります。「本保険」により、オーナーが安心して駐車場シェアリングサービスへご登録いただけることで、駐車場の登録数も増加し、ユーザーにとっても一層利便性が向上します。

損保ジャパンは、今後も駐車場シェアリング事業をはじめとしたモビリティサービスの利便性向上を通じて、安心・安全で快適なカーライフの実現に貢献していきます。

※ 各種調査データに基づき、SOMPOホールディングス株式会社が駐車場シェアリング市場成長性を独自算出

以上